

萩藩主発給「年始歳暮礼状」について

吉田 真夫

はじめに

平成十九年十一月、当館では、徳山毛利家文庫の未整理文書の内、徳川将軍が三季に諸大名などへ発給する御内書を閲覧利用に供することとなった。この御内書を含む將軍発給文書については、文書学的な分析をはじめとして、様々な方法による研究蓄積がある^①。

一方、藩主が発給する文書については、戦国の世を生き抜き藩主となった初代、または近世初期の藩主については研究の素材として取り上げられることが多い^②。しかし、近世中・後期ともなると、藩主が発給する文書が定形化・形式化してくることもあって、あまり論じられていないように思われる。

萩藩についても他藩同様、決して重厚な研究があるとは言いがたい。そうした中で河本福美氏は、藩主が発給する文書の内、「官途状」と「安堵状」に注目、加えて近世後期藩主の「直書」にも触れ、その作成過程や花押印と印判のあり方について論究されている^③。

さて筆者は、前述の河本氏の指摘を踏まえながら、藩主が家臣に対して発給した文書を分析してみようと試みるものである。ただし、藩主が発給した文書は多数の種類があり、またそれを受給した家臣の階層も様々で、それら全体

を網羅して一度に論ずることは不可能である。そこで本稿では、藩主が家臣から受けた進物への礼状、その中でも特に年賀と歳暮に対する返礼状（本稿ではこれを「年始歳暮礼状」と仮称し、以下においては「礼状」と略記する）に絞って、文書から得られたいくつかのデータを提示する。

なお、このような作業を行うに際しては、この「礼状」がある程度まとまって残されていることが条件となる。しかも二代藩主綱広以降、当該「礼状」は一門と永代家老にのみ発給されるという事情がある。この条件に適した文書群として、一門第二席の右田毛利家に伝来した文書が当館に所蔵されているので、これを分析の中心に据え、必要に応じて他の家格の文書も比較・検討する。また分析の対象は、毛利秀就から毛利慶親（敬親）までの歴代藩主とするが、随時、世子となりながら家督を相続することなく病没した重広（重就養子）や、家督相続は明治二年（一八六九）ながら、近世最末期に父と共に活動した定広（元徳）も含めて考える。

一 「年始歳暮礼状」について

先述のとおり「年始歳暮礼状」は、藩主が家臣から歳暮及び年頭の祝儀を受けたことに対する返礼状であり、定形化された形を示すならば、次の通りである。形態は折紙が一般的である。

【史料】毛利重就書状^①

為年頭之嘉儀太刀

一腰・馬一疋給之、歳暮之

祝詞茂被申越令満足候、
猶重畳可申候、恐々謹言、

大膳

（宝暦四年）
二月廿八日 重就（花押）

毛利筑後殿^②

藩主・毛利重就から右田毛利家の毛利広定に宛て、「年頭之嘉儀」として送られた太刀と馬、及び歳暮の祝詞への謝意が記される。日下には藩主の実名が記された花押が据えられる。ただし一門宛に限り、藩主の官途・受領名、すなわち「大膳」や「長門」などが記される。また、作成年の記載はないが、右田毛利家文書の場合、この文書群に含まれている当該「礼状」の一部には、受領年月日などを記した包紙を持つものがある。ここでは年代が判明する一通を提示した。なお、文言その他は受取人の地位や時代によって変化するが、その詳細は後に譲り、大凡の定形が右に掲げたものであると言って差し支えない。

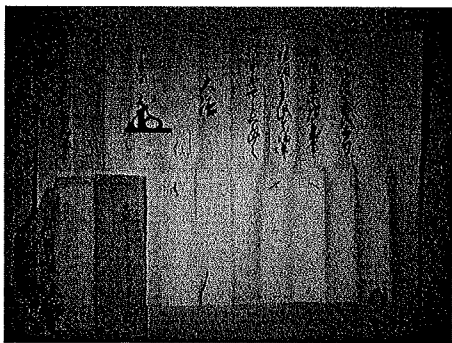
最後に、歳暮の祝詞と年頭の嘉儀の授受についても簡単に触れておきたい。同じ一門で第三席にあった厚狭毛利家に伝来した記録にその一端が窺える。後年のものではあるが、文化六年（一八〇九）の歳暮の事例を示そう。^③

十二月朔日

一、歳暮為御祝儀今朝日出頃御登城御帳付被為済、直様御部屋々々御出伺被成、左候て本町辺被成御廻礼候事
（中略）

萩藩主発給「年始歳暮礼状」について（吉田）

六七



【図1】毛利重就「礼状」と封紙・包紙

三日

一、江府上々様え御三殿様より歳暮御祝書御目録等大封にして児玉三郎右衛門殿え御当相成、兩人え小原専助を以差出候事

ここから、一門の当主は歳暮の祝儀（の目録）を携え、萩城に登城し記帳していることが分かる。また、この史料に見える「御三殿様」は、当主・毛利房衆とその婦人、及び房衆の母・遊昌院の三名であるから、一門の当主夫婦と、存命であれば前当主婦人は、揃って歳暮の祝書を認め献上するのである。ただし、文化六年末には、藩主・毛利斉熙は江戸にあったので、「歳暮御祝書」が翌三日に兩人所へ提出され、江戸へ送られることになった。なお、「歳暮御祝書」が当役・児玉親忠（三郎右衛門）へ宛てて出されたのは、彼にその披露を依頼するためであろう。

次に「年頭之嘉儀」である。翌文化七年（一八一〇）の状況を見てみよう。

正月朔日 曇天風

一、為年始御祝儀、今朝六半時御登城御帳付被為済、直様岩国屋鋪・長府屋敷・其外本町辺御廻礼被成候、（以下略）毛利房衆は、六半時に登城して記帳を済ませた後、岩国屋敷・長府屋敷に新年の挨拶に向向く。また、「上々様方へ御祝儀被仰上候」ために、「御祝書」と「御目録」を調べている。

それでは、藩主からの「礼状」はいつ頃家臣のもとに届くのであろうか。文化七年は斉熙の婚姻のため判然としない。そこで二年後の文化九年（一八一二）の事例を見ると、五月初旬に当該「礼状」が到来していることがわかる。

九日

一、兩人所より呼出二付、毛見多門太被差出候処、且那様・御輿様・遊昌院様より殿様へ明暮御祝儀被仰付候付、

明十日御徒士使を以被成御書候段御達にて授相成候事、

五月九日、兩人所より呼び出しがあり、明日、殿様よりの「明暮御祝儀」に関する書状が当主・房衆とその婦人、及び遊昌院に与えられることが兩人所より伝えられている。記録には出てこないが、翌十日には藩主の「礼状」が伝達されたことであろう。実際、【表1】に示すとおり、右田毛利家においても、四月下旬から七月下旬までの間、正月からはかなり後になって「礼状」が届けられている。

以上が「礼状」の授受に関する状況である。

【表1】右田毛利家文書「礼状」の受領日

出典	包紙ウハ書	「礼状」日付
右田317	殿様より之分 御書 尅通 文政五年午ノ四月廿二日 請之	2月28日
右田321	宮内様より之分 年始・ 歳暮 御書 尅通 文政五年午ノ七月廿日請 之	2月28日
右田324	天保八年六月十五日 御書尅通 但、崇文院様御在世 中年始・歳暮之分	2月28日
右田328	文政十三 寅 閏六月十 五日 御書 尅通 年始・歳暮之御祝儀被仰 上候節御頂戴之分	2月28日
右田340	弘化三年五月三日 御書 尅通 但、年始・歳暮之分	2月28日
右田341	嘉永三年五月十六日 御書 尅通 但、年始・歳暮之分	2月28日
右田344	天保十一子五月廿八日 御書 尅通 但、年始・歳暮之分	2月28日
右田351	天保十五辰四月三日 御書 尅通 但、年始・歳暮之分	2月28日
右田352	嘉永元申四月十五日 御書 尅通 但、年始・歳暮之分	2月28日
右田353	年始・歳暮之御書尅通 万延元申ノ 四月廿六日御徒使を 以御到来之分	2月28日
右田362	天保十三寅三月廿日 御書 尅通 但、年始・歳暮之分	2月28日

【註】
※この表は、右田毛利家文書に含まれる「礼状」の内、包紙に受領の日付があるものを抽出した。

二 「年始歳暮礼状」の実際

ここからは、「礼状」についての実際を見ていく。

(1) 冒頭文言

【表2】は、管見の限りにおいて各家格（本稿では便宜上、一門・永代家老・寄組以下の三種類に分ける）における「礼状」の冒頭部分を、歴代藩主ごとにまとめたものである。

まずここで指摘すべきは、秀就の場合、その多くが年始と歳暮の礼状を個別に発給している点である。このことは前代の輝元の形を引き継いだものと言ってよく、秀就より後の藩主とは決定的に異なる。言い換えれば、綱広がそれらを統合して、個別に発給していた（と思われる）年始と歳暮の礼状を「年始歳暮礼状」として発給し、以後の藩主に継承されたのである。発給回数の減少が、家臣に対する藩主権力・権威の上昇を意味するとすれば、文書の上では、綱広は藩主権力の強化と藩主権威の上昇をはかったと見ることができるとはなからうか（ただし、今のところはその確証もなく、それらを解明できないので、この点は今後の課題としたい）。

次に文言の変遷である。【表2】を見ても分かるように、秀就・綱広の二代は非常に種類が多い。前述の通り、秀就は年始と歳暮の礼状を別々に発給したという事情を考慮しても、彼ら以降の藩主とは隔絶した種類の多さである。それが時代の経過と共に形式的となり、吉就時には四種類、吉広以降はほぼ一種類に統一されている。

また、冒頭文言の表現を家格別に見れば、秀就・綱広期は家臣の家格に関わらずほぼ同様な表現を使用しているが、

【表2】「礼状」に見える冒頭文言

代数	藩主名		宛所		
			一門	永代家老	寄組以下
1	秀就	年始	為改年之吉兆 / 為改年之(御)祝儀 / 為改年之吉事 / 為改年之祝詞	為改年之吉事 / 為改年之祝儀 / 改年之慶事 / 為改年之儀 / 為新春之吉事 / 為年頭之祝儀 / 為年甫之祝詞	為今年之祝儀 / 為今年之慶儀 / 為年頭之祝儀 / 為年頭之儀 / 為年頭之吉事 / 為改年之祝儀 / 為改年之吉事 / 為改年之慶事 / 為改年之儀 / 為新春之慶賀 / 為年甫之儀
		歳暮	為歳暮之(御)祝儀 / 為歳暮之吉事 / 為歳暮之祝詞	為歳暮之吉事 / 為歳暮之祝儀 / 為歳暮之嘉儀 / 為歳暮之慶事	為歳暮之儀
2	綱広		為年甫之佳慶 / 為改年之吉兆 / 為改年之吉事 / 為年始之吉事 / 為年始之祝儀 / 為年始之吉慶 / 為年始之佳慶 / 為年始之祝詞 / 為年始之佳詞 / 為年肇之佳慶 / 為青陽之佳慶	為春陽之佳慶 / 為年肇之佳儀 / 為青陽之嘉慶 / 為年始之佳慶 / 為年頭之佳事 / 為年始之嘉儀 / 為肇年之嘉儀 / 為肇年之佳慶	-
3	吉就		為年始之嘉儀 / 為年甫之佳儀 / 為年始之嘉慶 / 為年始之嘉儀	-	-
4	吉広		為年始之嘉儀	-	-
5	吉元		-	-	-
(※)	宗元		-	-	-
6	宗広		為年頭之嘉儀	-	-
7	重就		為年頭之嘉儀	-	-
(※)	重広		為年頭之嘉儀	-	-
8	治親		為年頭之嘉儀	-	-
9	斉房		為年頭之嘉儀	為年頭之佳慶	-
-	維房		為年頭之嘉儀	為年頭之佳慶	-
10	斉熙		為年頭之嘉儀	為年頭之佳慶	-
11	斉元		為年頭之嘉儀	為年頭之佳慶	-
12	斉広		-	為年頭之佳慶	-
13	慶親		為年頭之嘉儀	為年頭之佳慶	-
(※)	定広		為年頭之嘉儀	為年頭之佳慶	-

【註】表の作成に際して使用した文書群は下記の通り。

- ①一門…右田毛利家文書（当館蔵）
- ②永代家老…益田家文書（東大史料編纂所蔵、表の作成には当館の複写資料を使用）
福原家文書（宇部市教育委員会蔵）
- ③寄組以下…井原家文書（埼玉県立文書館蔵、該当文書4通）
平賀家文書（広島大学附属図書館蔵、該当文書12通）
村上家文書（当館蔵）
毛利家文庫23譜録（当館蔵）

近世後期には、一門には「為年頭の嘉儀」、永代家老には「為年頭の佳慶」との文言を使い、家臣の地位による違いが見取れる。ただし、女性宛のものについては、一門・永代家老ともに「はつ春のよろこひとして」で統一されている。

祝儀の献上と謝礼に関わる文言にも家臣の地位による違いが如実に顕れる。【表3】は、該当する文言を抜き出したものである。秀就発給の一門宛の場合、「送給」との敬意が含まれている。「送給」という文言ではなく「被差越」となる場合もあるが、その折には「祝着之至」などのような表現が使われ、永代家老に見られる「祝着候」や「令祝着候」と比べても厚礼である。その永代家老宛文書の場合、「被差

【表3】「礼状」に見える祝儀受領の文言

代数	藩主名	宛所		
		一門	永代家老	寄組以下
1	秀就	…送給喜悦候／…送給令満足候／…送給令祝着候／…送給之幾久(令)祝着候／…送給令悦悦(之至)候／…被差越祝着之候	被差越祝着候／被送越祝着候／…被差越満足候／…到来令祝着候／…来令祝着候／…到来悦悦候／…被差越令祝着候／…到来悦悦二候／被令祝着候／贈給祝着候	…到来祝着候／…到来令祝着候／…到来祝着二候／…到来祝着之至候／…送越祝着候／…申越祝着候／送越祝着候／…到来欣悦候／…申越祝着候
2	綱広	…被申越令満足候／…被申越令祝着候	…満足之事候／…祝着之事候	-
3	吉就	…被申越令満足候	-	-
4	吉広	…被申越令満足候	-	-
5	吉元	-	-	-
-	宗元	-	-	-
6	宗広	…被申越令満足候	-	-
7	重就	…被申越令満足候	-	-
-	重広	…被申越令満足候	-	-
8	治親	…被申越令満足候	-	-
9	斉房	…被申越令満足候	…申越満足之事候	-
	維房	…被申越令満足候	…申越満足之事候	-
10	斉熙	…被申越令満足候	…申越満足之事候	-
11	斉元	…被申越令満足候	…申越満足之事候	-
12	斉広	-	…申越満足之事候	-
13	慶親	…被申越令満足候	…申越満足之事候	-
-	定広	…被申越令満足候	…申越満足之事候	-

【註】
※表の作成に際して使用した文書群は【表2】と同じ。
※「…」部には主に歳暮の到来について述べた文言が入る。

越」と一門宛「礼状」でも使用されている表現に加え、「被申越」という類似の表現も見られる。しかしこれらの表現が使われると、「祝着候」「悦悦候」などが続き、一門との敬意の厚さに差が見られる。

同様に、祝儀が藩主の手元に届いたことを示す場合の多くは「到来」という表現が使用され、一門との表現の格差は歴然としている。一方、寄組以下への家臣に発給する場合には一段と明白で、文言は前出の二つの家格に対するものに比べて多種であるものの、「送越」「差越」などのように「被」が、あるいは「祝着」「欣悦」などのように「令」が付されない表現である。

綱広期にはこの部分に使用される文言が固まりつつある。典型例を示せば、一門では「到来(之)候」；被申越令(満足または祝着)候」、永代家老では「到来(之候)」；(申越または満足)之事候」といった具合である。

吉就期には文言の定型化が一段と進む。一門の場合では、「年頭の祝儀を給之、(歳暮の祝詞を)被申越令満足候」といった形となる。これはそれ以降の藩主が発給する「礼状」にも継承され、定広まで変らない。永代家老についても、斉房以後「年頭の祝儀が」到来、(歳暮の祝詞も)申越満足之事候」となる。吉就から治親までの永代家老宛発給「礼状」が判然としないので断言は避けたいが、一門の事例から推測して、永代家老についても、この形がほぼ吉就期に固まったと思われる。

最後に女性宛の「礼状」の文言についても触れておく。近世後期の事例となってしまうが、一門宛・永代家老宛共に、年頭の祝儀については「もくろくのごとく贈り給り」となる。しかし、歳暮については、「かきねく申へく候」と謝意を表す永代家老宛が「申しこし」との差異がある。また、文末の表現も、一門宛では「かさねく申へく候」と謝意を表すのに対して、永代家老宛では「此ため申つかはし候」と素っ気ない。当然ながら、女性宛「礼状」に使用される文言

にも、家格による違いが明白に表出しているのである。

(2) 発給日

先述の通り、文書に記述された日付と、家臣が「礼状」を受け取る実際の日にちとは大きな差があるものの、文書に記される日付も時代によって異なるようだ。これまでと同様に時代を追って見ていこう。

まず秀就の場合、歳暮の祝儀に対する返礼のみの場合は十二月二十六日から十二月二十八日の間、永代家老の場合にはこれに十二月晦日¹が加わった期間の日付である。つまり、歳暮の祝儀を受けると、その年の内に返礼状が出される形をとっている。また年頭の祝儀、もしくは歳暮の祝儀を含めた年頭の祝儀に対する返礼は、一月一日から一月二十三日の間、永代家老の場合には、一門の期間に加えて、一月二十六日、または一月晦日付けも見られるが、いずれにしても一月中の日付であると言ってよい。ただし寄組以下への発給の場合、一月中の発給も見られるが、二月や三月、管見の限りで最も遅いものは四月二十四日²までと、記載される日付が一門・永代家老宛のものとは比べて大幅に遅いものがあることが指摘できる。

これを一門・永代家老層と彼らとの藩内における地位の違いが反映した結果と位置付けることは容易だが、それにしてはあまりに記載日の種類が他の二者と比して多く、例えば受給者側の都合も加味されているなどの素因も考慮する必要がある、その原因究明になお課題が残る部分である。

一方で綱広期に入ると、歳暮祝詞と年頭祝儀に対する返礼が一通の文書に統合されことによるものか、文書に記載される日付も一月十一日に定まる。先に挙げた後年の例で見ると、十二月に入るや早々に歳暮の品が献上されているようなので、その返礼としてあまり時間を経ず、且つ年頭の献上に対する返礼として時期を損なわない日として一月

十一日となったのであろう。

加えて、当該「礼状」にとつては特異な例だが、綱広期に、花押ではなく黒印を使用しているものがある。近世において、本来花押を据えて発給すべき文書に、体調不良などでそれが叶わない時には印判の押印によってその代用とする事例がある。このことから類推するに、綱広の晩年は病に悩まされる日々であったので、花押が据えられず黒印が使用されたと見てよいだろう。黒印使用の場合に記された日付は一月二十八日から二月二十一日で、ほぼ定型化したと言ってよい一月十一日から、遅いもので一ヶ月半余りの遅れである。このことから、この頃の「礼状」には、発給者である藩主側の事情が反映されるものであったと考えられる。

次代の吉就期に入ると、綱広が基本的には守ってきた一月十一日発給の形も、次第に一月二十八日・二月一日・二月十五日と、発給日が後退していく傾向が顕れてくる。さらに吉広期になると一月発給は姿を消し、二月中の発給となる。続く吉元期を見たいが右田毛利家文書には吉元発給の当該「礼状」を欠く。そこで宗広期の発給状況を見ると、二月二十八日及び三月一日という極めて近い期間に集中していて、発給日の後退化が決定的になると共に、固定化し始めたと言える³。

重就期にも二月二十八日もしくは三月一日の「礼状」発給が継承されている。試みに年代が判明している「礼状」を抽出してみた。この内、二月二十八日付けの宝暦二年（一七五二）・四年・六年・十年・十二年、明和元年（一七六四）・三年の場合、いずれも江戸から萩へ帰国する年に当たったという一致を見た。他方、例外的に三月二十八日付けのものが一通ある。これは明和五年（一七六八）受領とする包紙により年代比定が可能であるが、前出同様、重就は江戸から帰国する年に当たる。この場合のみ一ヶ月遅れの日付となったのはなぜか。例年と比べ前年（明和四年、一

七六七)の参勤が著しく遅れていることが影響したのか、今のところ明白ではない。

このように、参勤・帰国の日程が藩主の「礼状」発給に影響を与えた可能性を示唆する事例は、次代の治親の場合でも目にする。治親期に発給された「礼状」の日付は二月十五日と二月二十八日の二種類で、後者が圧倒的に多い。年号の判明するものに限れば、二月十五日は天明八年(一七八八)、二月二十八日は安永八年(二七七九)・九年、天明元年(一七八一)・二年・四年・六年、寛政二年(一七九〇)である。この内、治親が家督を継いだ天明二年(一七八二)八月以降に絞れば、天明四年・六年・八年、寛政二年、いずれも帰国時¹³⁾のものである。その帰国日程を見ると、天明八年以外の三ヶ年は四月二十八日に江戸を出立しているのに対して、天明八年(一七八八)には一月二十一日に江戸を離れている。帰国が例年より三ヶ月早いという一点のみによって当該文書の発給日を約半月早めたと結論付けられないが、藩主の参勤事情を「礼状」の発給日が変わる一要因として挙げられるのではなからうか。

斉房以後は二月二十八日付けがほぼ固定化されるが、斉元の場合のように、二月十五日や二月二十三日に早まったり、三月十五日へと遅れたりもしたようだ。それでも、年代の判明している文政四年(一八二二)・五年・十三年、天保八年(一八三七)における江戸出府または帰国の日程は四月下旬発足、五月下旬ないし六月初旬の到着となっていて、この日程に沿った例年通りの参勤行程の場合には二月二十八日に発給される。ここでも、参勤日程が文書発給日に関与している可能性が想起される。

(3) 書留文言・署名・宛書

まず書留文言について見ると、一門へは「恐々謹言」、永代家老へは「謹言」、寄組以下については「かしく」が一般的である(前者二つは「礼状」の文言が固まった時以降の例、寄組以下については秀就期の例)。一門宛に見られる

「恐々謹言」は他の階層に使用されないことは時期を問わず不変であったが、秀就期発給「礼状」で一門以外の家格宛の場合には複数の言い回しが見られる。すなわち、永代家老への「恐々かしく」または「かしく」、寄組以下への「謹言」や「也」である。つまり、一部の「礼状」の書留文言の中には、永代家老に使われる表現が寄組以下の者へも使用されていたり、受取手によって秀就は非常に尊大な「也」で文章を結ぶものも使用する。これらは、同一人物に宛てて発給された場合であつてもまちまちである¹⁴⁾。

次に署名である。一門宛の場合、「大膳」・「長門」などの藩主の官途・受領名と藩主の実名の二つが記された上で藩主の花押が据えられる¹⁵⁾。一方、永代家老については、「大膳」・「長門」などの官途・受領名が記されず、藩主の実名と花押が据えられる。寄組以下の者については、藩主の官途・受領名や実名が記されることはなく、単に花押のみが据えられる。この基本形は歴代藩主紛うことなく守られ続けている。このことは、近世初頭から、藩主の署名方法が家臣階層によって明確に使い分けられていたことを物語る¹⁶⁾。

なお、既に触れたことではあるが、綱広期に唯一、黒印による発給事例が見られる。これは延宝年間、綱広は体調が芳しくなく、参勤交代もままならなかった事情から鑑みて、異例中の異例ということで黒印による発給となったものと推測している。

最後に宛所について見ていく。はじめに宛所人の表記に注目してみよう。

一門に宛てた秀就発給の「礼状」を見ると、「毛利志摩守」の如く苗字を記したものと、苗字を記さず単に「志摩守」と受領のみを記すものとの二種類がある。このことを発給の时期的変遷として捉えようと思うが、当該礼状には発給年の記載がない上に、秀就期に右田毛利家の当主となっていた元俱と元法は、いずれも「志摩守」を称していたため、

人物による年代比定は不可能である。また既に述べた通り、秀就期の特徴である歳暮と年始の礼状をそれぞれ個別に発給する事情を考え、その規則性を見いだそうとしたのだが、発給用件によって両者を使い分けている様子は見えなかった。そこで、次のような根拠によって、苗字を記す「毛利志摩守」の前代に「志摩守」タイプがあったと推定する。

その根拠として、まずは苗字の有無に着目する。一般に、宛所の表記方法において、「諸苗字」と「片苗字」を比較した場合、「諸苗字」で記すよりも「片苗字」で記した場合の方が、発給者（差出人）の宛所人（受取人）に対する敬意が表れているという理解がある。これを援用すれば、ここに出てくる苗字を記さない表現は、より一層発給者（ここでは秀就）の、「毛利志摩守」（元俱または元法）に対する敬意が強く表れたと見られる。加えて、苗字が記されない場合、全てではないがその多くに「旨」や「御返」などの脇付が付される傾向にあり、書札礼の上で一段と厚礼な手法が採られている。そのため、藩主権力の強化・藩主権威の高まりが時間の経過と共に進み、宛所の書き方が薄礼化したのではなからうか。

このことは次代・綱広期発給の当該「礼状」が、「志摩守」のように苗字を記さない表記がなくなり、苗字を記す「毛利志摩守」タイプのみになっていくという継続性からも妥当と言える。これが第二の根拠である。

推定根拠の第三は、後に詳述することとなる料紙の大きさによるものである。そこで導き出された結論を先に述べれば、寛永期を一応の境として、その前と後では料紙の大きさに変化（小さな料紙から大きな料紙へ移行）が生じているというものである。このことから二つのタイプの文書を見直すと、完全一致とはいかないまでも、苗字の記載のあるものの方が、苗字の記載のないものに比べて大型の料紙が使われている傾向がある。

以上のことから、秀就の発給する一門宛の「礼状」は、当初、苗字の記載がなく、場合によっては脇付までも付す厚札なものであったが、後には苗字を記すタイプが主流となり、薄礼化していったと推測されるのである。

そのため、続く綱広期になると、彼の発給する「礼状」には、一部に脇付が付されるものも見られるが、例外なく諸苗字による記載である。それは先述のような事情により、花押ではなく黒印が使用された発給であっても、この基本パターンを変えるには至っていない⁽¹⁷⁾。

そして吉就以後、脇付はなくなり、「苗字十受領名」（または「官途名」や「仮名」という形が固定化することとなったのである。

ちなみに、永代家老・福原家の場合で見ると、秀就発給による「礼状」は、「福原隠岐守」宛のもの、「福原左近（允）」宛の二種類がある。いずれも福原元俊宛と見られる。福原元俊は「左近允」の後に「隠岐守」を称するので、当然、「左近（允）」宛の方が「隠岐守」宛よりも時期は前になる。さて、「左近（允）」宛の文書を見ると、「福左近」の如く、敬称はないものの、「片苗字」によって宛所を示した例も見られるが、諸苗字記載を主とし、脇付は付されない。寛永から正保にかけて称する「隠岐守」時代に受けた文書のサイズは、後に述べるところの大きいタイプのものであり、寛永期を境に大きな料紙が使われるようになったのではないかとした発給時期の推定とも合致する。よって、永代家老クラスには、藩主の親近感もしくは敬意の表れによって「福左近」のような表記例もないわけではないが、基本的には諸苗字による記載が秀就期より緩やかに定着しており、一門宛の礼状ほど大きな変化は見られない⁽¹⁸⁾。

次に宛所に対する敬称であるが、今回対象としている文書は、藩主が家臣に与えた礼状という性格上、「殿」付となる。ただ、同じ「殿」であっても文字のくずし方は家格によって異なる。ほぼその様式が固まった例で言えば、一門

字が【図5】タイプから【図2】タイプへと変更されていく時期に先んじてそのような字体の変更が行われたのか、網広政権を考える上で非常に重要なことと思われる。今のところはそれを解明する材料を持ち合わせていないので今後の課題としたい。事実だけ述べれば、吉就期を境として一門と永代家老との間に、「殿」字のくずし方に格差を生じさせ、その後の歴代藩主は変化させることなく書札礼が固められていったと見られる²⁰。

(4) 法量

ここでは、当該文書に使われている料紙の大きさや厚さ、書かれている文字の位置、とりわけ発給者と受給者の位置関係などについての測定値を示す。

① 料紙の大きさ・厚さ

まずはじめに、使われている料紙の大きさについて。【表4】は各藩主の料紙の法量の平均を示したものである。それによると、秀就の場合、縦三五・三八センチ、横五三・三四センチが平均値となった。歴代藩主の中では最も小さいサイズである。家格を変えて永代家老・福原家の例で見ても、縦三三・九七センチ、横五一・〇一センチとなり、一センチから二センチ程度の差こそあれ、一門宛「礼状」と同じ規格と見てよい。

ただし、平均値を出してしまうと埋没してしまうのだが、秀就は時期により大きさの異なる料紙を使用したようである。ひとつは縦三三・五センチから三四・〇センチ、横五一・六センチから五二・五センチのサイズ、もうひとつは縦三七・九センチから三八・七センチ、横五五・二センチから五五・九センチのサイズのものである。永代家老福原家でも、縦三二・一センチから三三・一センチ、横四八・一センチから五一・四センチのものと、縦三六・〇センチから三七・四センチ、横五二・〇センチから五四・一センチのものが伝存する。今のところこの変化の時期の特

【表4】料紙の法量平均値

代数	藩主名	法量				
		一門宛			永代家老宛	
		縦	横	厚さ	縦	横
1	秀就	35.38cm	53.34cm	0.157mm	33.97cm	51.01cm
2	綱広	39.93cm	56.63cm	0.289mm	(38.00cm)	(52.50cm)
3	吉就	41.72cm	58.77cm	0.321mm	(42.00cm)	(57.20cm)
4	吉広	41.73cm	58.99cm	0.294mm	(41.50cm)	(59.10cm)
5	吉元	—	—	—	(40.95cm)	(59.15cm)
—	宗元	—	—	—	(41.00cm)	(59.00cm)
6	宗広	40.30cm	57.89cm	0.242mm	(40.24cm)	(56.94cm)
7	重就	41.08cm	57.28cm	0.256mm	(40.81cm)	(56.87cm)
—	重広	39.69cm	57.14cm	0.208mm	(39.58cm)	(56.78cm)
8	治親	41.84cm	56.05cm	0.236mm	(40.94cm)	(55.58cm)
9	斉房	40.94cm	55.66cm	0.187mm	40.98cm	55.34cm
	(維房)	—	—	—	40.93cm	56.00cm
10	斉熙	40.87cm	55.29cm	0.183mm	40.88cm	55.25cm
11	斉元	40.93cm	55.04cm	0.179mm	40.88cm	55.08cm
12	斉広	—	—	—	40.55cm	54.75cm
13	慶親	40.73cm	55.15cm	0.174mm	40.70cm	55.11cm
—	定広	40.97cm	55.00cm	0.160mm	40.97cm	55.11cm

【註】

※この表は、歴代藩主発給の「礼状」の料紙の法量の平均値である。

※測定値は、小数第三位を四捨五入した。ただし、厚さについては小数第四位を四捨五入した。

※測定した文書群は、一門宛は右田毛利家文書、永代家老宛は福原家文書である。

※参考までに、永代家老宛の綱広から治親までについては、『益田家歴史資料目録』（山口県教育委員会文化課）に採録されたデータを基にしている。

定はできないが、福原家文書中に残された大凡の作成年代が判明する秀就発給文書を見ると、①福原広俊の病状を問い合わせている書状が元和八年（二六二二）と比定され、②松平光長の疱瘡治癒について触れた書状は寛永八年（一六三一）頃と考えられるが、いずれの文書にも使われている料紙は小さいサイズのものである。右田毛利家文書の「礼状」の中で唯一残る千代熊（後の綱広）発給文書のサイズ（縦三八・二センチ、横五五・五センチ、すなわち大きいサイズのものに近い）との連続性を考えると、小さいサイズのもは寛永期まで使用され、その後は大きいサイズのものが使用されたと推測できる。

綱広以降の歴代藩主が使用した料紙は、縦の長さは概ね四〇センチから四一センチ台といったところに収まる。治親期の四一・八四センチが他と比べて僅かに大きいかもしれないが、著しく違うとは言えない。一方、横の長さは、綱広期の五六・六三センチから吉広期の五八・九九センチと、二センチ余りの違いがある。よく見ると、吉就・吉広・宗広の三代は、吉就も五八・七七センチ、宗広も五七・八九センチと、吉広ほどではないにしても、他の藩主の中では大きい部類である。これら三代について、再び縦の長さに着目すると、宗広の四〇・三〇センチはやや短い、吉就の四一・七二センチ、吉広の四一・七三センチで、やはり長い。五代藩主・吉元が発給した「礼状」がないため、拙速な結論は慎むべきだが、吉就期から宗広期にかけて料紙は大きくなったが、重就期に入るとやや小振りとなり、それ以後は概ね縦四一センチ、横五五センチが基本的な大きさになったと考えられる。

一門と永代家老という家格の違いによって料紙の大きさに差異が出るのか検討してみよう。秀就期については既述したので、ここではその後の藩主が発給した文書ということになるが、永代家老・福原家文書には綱広から治親までの間に発給された「礼状」を欠くので、先述したような移行期に関するデータは採れなかった。しかし、ほぼ定形化

している斉房以後のデータを見ると、一門宛発給文書との間に著しい差異は見られない。当該「礼状」に限れば、一門と永代家老の両者には同じ料紙が使用されたと考えられる。

料紙の厚さについても見ておく必要がある。秀就期の〇・一五七ミリは他の藩主と比べて著しく薄い。しかし、先の料紙の大きさと厚さのみによって秀就の藩主権力は脆弱であったとの結論を出すには早計であろう。今少し秀就発給文書を収集し、そこから得られる諸データを分析する必要がある。そこで、今は秀就期については保留し、次代の綱広以降について見ていくことにする。

綱広以降の料紙は、宗広から重就にかけてやや厚くなるものの、全体的には薄くなる傾向にある。勿論、料紙の厚さが薄くなっていくことをもって単純に藩主権力の後退を意味するとは言えるはずもなく、藩の政策や財政問題などいくつかの事情を考慮する必要がある。そのような背景についてはひとまず別にして、料紙の大きさと厚さを総合的に見てみると、やや小振りながら厚手の料紙を使う綱広、厚みを増しつつ料紙が大きくなる吉就・吉広期、大きさ・厚さ共に小型化が始まる宗広期、後に厚さが薄くなっていく傾向はあるものの、そのサイズが固定化される初めとなった重就期、といった分類ができそうだ。

ここまでは歴代藩主ごとにまとめ、一律に平均値を算出して料紙の大きさ・厚さを見てきたが、今度は受給者側の相違による料紙サイズの違いが生じるかどうかについても見てみたい。

右田毛利家文書に含まれる秀就発給の「礼状」の内、明らかに受取人が分かるのは「毛利右近助」（就信）宛の一通のみである。残る「毛利志摩守」宛のものは、元俱・元法の両名が共に「志摩守」を名乗るので、人物比定が困難である。そのため、就信宛の一通が頼りとなるが、これを見る限り、若干厚みがあるかもしれないが、他と比べて料紙

の法量が著しく変動することはなさそうである。

以下、判明する限りで列挙すれば、吉広期の就信宛（縦四一・五三センチ、横五九・〇二センチ）と広政宛（縦四二・三五センチ、横五八・七五センチ）、重就期の広定宛（縦四一・一一センチ、横五七・三八センチ）と就任宛（縦四一・〇〇センチ、横五七・〇六センチ）と、やはり大きな違いは出ていない。

さらに後代については、永代家老・福原家文書が、家格の異なる事例の提示という点からも、良質なデータが出せるといふ点からも適しているので、この文書群から得られたデータを読んでみよう。斉房期の房純宛（縦四一・〇二センチ、横五五・四三センチ）と房昌宛（縦四〇・九三センチ、横五五・二三センチ）、斉熙期では房純宛（縦四〇・八四センチ、横五五・二八センチ）、房昌宛（縦四〇・七〇センチ、横五五・二三センチ）、熙賢宛（縦四〇・九五センチ、横五五・一五センチ）、斉元期の房純宛（縦四〇・八三センチ、横五五・一二センチ）と熙賢宛（縦四〇・九二センチ、横五五・〇四センチ）など、この事例でも受取人の相違によって料紙を使い分けている訳ではなさそうだ。

ちなみに女性宛の場合を見ても、斉熙期の練功院（福原就清室）宛（縦四〇・七センチ、横五五・四センチ）や房純室宛（縦四〇・六センチ、横五五・一センチ）、あるいは慶親期の真相院（福原熙賢室）宛（縦四〇・七二センチ、横五五・一五センチ）、定広の真相院宛（縦四〇・九七センチ、横五五・一六センチ）となっていて、同時期に出された「礼状」における料紙の大きさについて、格別差異は見られない。

以上から、歴代藩主は当該「礼状」を発給するにあたり、受取手の家格や性別、当主・世子などの事情によって、料紙を使い分けず、一律に発給していることが窺える。

最後に、発給者側の事情が料紙の規格に反映されるのかどうかを見ておく必要がある。すなわち、元服前の藩主が擁立された場合、その藩主が元服する前と後とで「礼状」の発給に際して何らかの相違が発生するかどうか、という点である。⁽²⁾

萩藩における藩主交替の内、家督継承から元服までに暫く時間を要したケースとして次の二例を挙げる。一人は綱広、もう一人は斉房である。綱広の場合、千代熊との署名のある「礼状」は右田毛利家文書中に一点存在し、その法量は、縦三八・二センチ、横五五・五センチ、厚さ〇・一九〇ミリである。料紙のサイズは、父・秀就発給の「礼状」の場合、その後期に料紙が大きくなった点を鑑みればほぼ同じ法量である。その他、強いて違いを言えば、宛所の「毛利志摩守」（元法）に対して脇付があること程度で、その他については彼の元服の前後に大きな変化は出ていない。

次に斉房である。彼は寛政三年（一七九一）、父・治親の後を継ぎ「維房」と称することとなったが、寛政八年（一七九六）八月十一日に元服して、將軍・家斉の一字を賜り「斉房」と改名する。この五年間に発給された「礼状」が永代家老・福原家に伝存しているのので、彼についてはそのデータを見てみよう。

「維房」署名の料紙の平均的サイズは、縦四〇・九三センチ、横五六・〇〇センチ。一方で、「斉房」署名の料紙のサイズは縦四〇・九八センチ、横五五・三四センチであるから、ここでも両者に大きな違いは見られない。このことから、①父の死去等に伴い家督を相続した「維房」は、元服前であるものの、藩主と同様の料紙を使うことができた、②元服して將軍の一字を賜り「斉房」と名乗りを改めても、発給する当該「礼状」については変化がない。加えて、任官などが料紙のサイズ変更をもたらす契機とならない、ということが指摘できる。

②位置関係

ここでは、藩主の官途・受領名、藩主実名、宛所の位置関係を見ていく。

【表5】から得られる情報を拾ってみよう。まず、藩主の官途・受領名、藩主実名、宛所の書かれる位置が斉房・斉熙・斉元の三代になって固まったことが窺える。すなわち、官途・受領名が七・〇センチ前後、藩主実名が九・〇センチ前後、宛所が六・三センチ前後、という具合である。重就・治親親子についても、藩主の署名が若干高いもの

【表5】一門宛「礼状」における測定値

代数	藩主名	①受領官途位置	②実名位置	③宛所位置	①-③	②-③
1	秀就	7.84cm	10.27cm	3.27cm	4.57cm	7.00cm
2	綱広	7.57cm	10.29cm	4.89cm	2.68cm	5.40cm
3	吉就	8.63cm	10.42cm	6.82cm	1.81cm	3.60cm
4	吉広	8.89cm	10.03cm	6.31cm	2.58cm	3.72cm
5	吉元	-	-	-	-	-
-	宗元	-	-	-	-	-
6	宗広	6.83cm	9.86cm	5.83cm	1.00cm	4.03cm
7	重就	7.21cm	9.52cm	6.31cm	0.90cm	3.21cm
-	重広	6.37cm	8.90cm	5.67cm	0.70cm	3.23cm
8	治親	7.19cm	9.50cm	6.30cm	0.89cm	3.20cm
9	斉房	7.04cm	9.01cm	6.38cm	0.66cm	2.63cm
10	斉熙	7.07cm	8.80cm	6.36cm	0.71cm	2.44cm
11	斉元	6.94cm	8.85cm	6.27cm	0.67cm	2.58cm
12	斉広	-	-	-	-	-
13	慶親	6.52cm	8.08cm	6.27cm	0.25cm	1.81cm
-	定広	7.20cm	8.40cm	6.50cm	0.70cm	1.90cm

[註]

※この表は、藩主の受領・官途名、実名、宛所の位置関係を示したものである。

※各数値は小数第三位を四捨五入した。

の、その他については前掲三代と近似値であるので、位置関係の固定化の先駆と位置づけてもよいだろう。

次に、秀就期の特徴が目につく。秀就の受領・「長門（守）」が書かれている位置は平均七・八四センチで、他の藩主と比較しても著しい違いは見られない。また実名についても、平均値一〇・二七センチは、綱広から吉広までの平均値も一〇センチ台に収まっていることから、特筆するほどのことはない。しかし、宛所の位置が平均三・二七センチというのは、子息・綱広発給の四・八九センチと比べても一・五センチ余り高い。言い換えれば、宛所と藩主の受領や実名との位置が離れていて（宛所と受領名とは四・五七センチ、実名とは七・〇〇センチ）、受取手である右田毛利家当主に対して非常に厚礼な「礼状」が発給されていることになる。

一方で、綱広期発給の宛所の位置は平均四・八九センチ、吉就期には同じく六・八二センチと、前の代と比べて、それぞれ約一・六センチ、約三・五センチと下降していく。一方、藩主の官途書や実名書には大きな下降が見られない。この傾向は吉広発給のものにも見られるもので、書札礼の薄礼化が段階的に進んだと指摘できる。

書札礼の薄礼化については、宗広期に劇的な変化を見せる。それは藩主の官途・受領名の位置と宛所の位置が急速に接近し、一段と薄礼化に拍車がかかったことである。秀就期を除いた綱広・吉就・吉広期における両者の間隔は、一・八一センチから二・六八センチであった。ところが宗広になると、その間隔は一・〇〇センチとなり、先代の中で最も接近していた吉就期（一・八一センチ）の約半分に間隔が狭まる。実名と宛所との間に四・〇三センチの間隔はあるものの、実名よりも大書される官途は、受取手にとってインパクトが強く、藩主の一門に対する書札礼上の絶対的な上位性を強く印象づける。なお、その後の重就以降の藩主には、一・〇〇センチを切る間隔が保たれることから、宗広期がひとつの画期となったことが読み取れる。

次に、受給者側の家格の相違によって右記の結果が導き出されるか、永代家老・福原家の資料を使って検証してみよう。

【表6】は、【表5】と同様の手法を使って福原家文書に残された「礼状」の測定値の平均と、藩主の実名と宛所との間隔を示したものである。一門と違い、永代家老宛の文書には藩主の官途や受領は記されないの、その部分のデ

【表6】永代家老宛「礼状」における測定値

藩主名	宛	①実名位置	②宛所位置	②-①
斉房	房純	8.72cm	7.72cm	-1.00cm
	房昌	9.03cm	7.53cm	-1.67cm
斉熙	房純	8.12cm	7.53cm	-0.59cm
	房昌	7.97cm	7.27cm	-0.70cm
	熙賢	8.23cm	7.75cm	-0.48cm
	連功院	8.10cm	7.45cm	-0.65cm
	真相院	7.50cm	7.30cm	-0.20cm
斉元	房純	8.27cm	7.72cm	-0.55cm
	熙賢	8.28cm	7.69cm	-0.59cm
斉広	親俊	7.50cm	7.70cm	-0.20cm
	真相院	7.50cm	7.30cm	-0.20cm
慶親	親俊	7.33cm	7.46cm	-0.13cm
	元側	7.70cm	7.70cm	0.00cm
	真相院	7.31cm	7.53cm	0.22cm
定広	親俊	7.66cm	7.78cm	0.12cm
	元側	7.90cm	7.30cm	-0.60cm
	真相院	7.57cm	7.80cm	-0.23cm

【註】
 ※この表は、藩主の受領・官途名、実名、宛所の位置関係を示したものである。
 ※各数値は小数第三位を四捨五入した。

ータはない。

【表6】を一瞥すると、斉元期における熙賢宛文書が、その宛所の書かれる位置が他と比べて少し低いほかは、藩主の実名も宛所も、その書かれている位置に大きな差はないと言ってよい。つまりこの事実は、一門の事例によって得られた、当該期以後、藩主の受領・官途書と宛所が書かれる位置がほぼ固定化したとの指摘を補強することになる。

ただし、一門の場合と明らかに異なるのは、藩主の実名が書かれる位置と宛所の位置がほぼ同位にある点である。確かに藩主の受領・官途書と宛所との位置は、一門においても一センチを切る程接近していた。しかし、藩主の実名と宛所の位置は、数センチとは言え離れていて、決して両者の差がなくなることはなかった。ところが永代家老宛の場合、家格が一門よりも低位に位置付けられているため、藩主実名と宛所との間隔がほぼなくなり、場合によっては、極めて僅かであるものの、藩主の実名書が宛所よりも上位に書かれる事例も散見する。以上のことから、「礼状」では、永代家老発給文書の場合、差出と宛書がほぼ同じ位置に書かれていることを指摘しておく。

おわりに

本稿は、藩主が発給する「礼状」に限定して、得られたデータを基に考察を試みた。その結果、大きな括り方を示せば、少なくとも見ても綱広期・宗広期・重就期の三期に画期とも言える変化を捉えることができたと思う。それぞれについて考えれば、綱広は未成人藩主擁立という事情から、その守り立てを幕府側・藩側の両面からあつたことが指摘されるように、藩主権力の動揺を抑え、強固に保つことが課題となった時期であった。また、宗広・重就について言

えば、宗広の父・吉元は長府毛利家から養子となって萩藩主の座を継承し、重就もまた長府毛利家から迎えられた養子藩主であった。非常に単純であるが、そうした背景により、養子藩主が自らの権威を高め、誇示するために、僅かではあるが薄礼化を進めたのではないかとの推測は出来るが、今のところはそれを実証する材料を持ち合わせていない。

そのことは、当該「礼状」は萩藩主が発給した文書の内極一部であり、この考察をもって萩藩主発給文書の全貌を明らかにできたとは考えていないことも通じる。萩藩主発給文書を収集し、データを蓄積していくと共に、そこから得られた情報が藩の政治動向とどのように連動するのかを考える必要があることは痛感している。また、その他に多くの課題が山積していることも承知しているが、それらを解明していく上での問題提起的な本報告をひとまず閉じる。

註

(1) ここでは本稿執筆にあたり、参照とした先学の研究を掲げる。上野秀治「江戸幕府御内書の基礎的研究」(学習院大学史料館紀要「第8号、平成七年」、高橋修「近世に於ける御内書についての研究」(古文書研究「第43号、平成八年」、福田千鶴「御内書」の史科学的研究の試み」(国文学研究資料館史料館「史料館研究紀要」第31号、平成十二年。後に「大

名家文書の構造と機能に関する基盤的研究—津軽家文書の分析を中心に—」平成11年度、平成14年度科学研究費補助金「基盤研究(C)」(2)研究成果報告書、平成十五年、に収録)。また、御内書ではないが、上島有「近世の武家書札礼と公帖—南禅寺公帖の形態論的分析—」(撰大学術B(人文科学・社会科学編)「第5号、昭和六十二年)など。

(2) 「藩主」ではないが、毛利輝元の事例として、館鼻誠「毛利輝元文書の基礎的研究」(古文書研究「第26号、昭和六十六年」)。

(3) 河本福美「萩藩主毛利氏発給文書の変遷について」(瀬戸内海地域史研究「第7輯、平成十一年」)

(4) 当館蔵右田毛利家文書288号。以下特に断らない限り、一門宛の発給文書は右田毛利家文書である(該当文書一三六点)。また、永代家老宛発給文書については、宇部市教育委員会蔵福原家文書を使用している(該当文書一〇二点)。

(5) 『厚狭毛利史料第二十二集 諸事日記御用所(文化六巳年)』(山陽町立厚狭図書館、平成十五年)

(6) 『厚狭毛利史料第二十五集 諸事日記御用所(文化七午)』(山陽小野田市立厚狭図書館、平成十八年)

(7) 山陽小野田市立厚狭図書館蔵厚狭毛利家文書「諸事日記」(文化九年)

(8) 「礼状」の大半は、発給年代が判明しないため、秀就期における年始と歳暮の礼状が同年代に各通発給されたかどうかは判断としない。ただし、文面上では、歳暮の祝儀には歳暮の返礼、年始の祝儀には年始の返礼と読みとれるので、今

萩藩主発給「年始歳暮礼状」について (吉田)

のところは個別に発給されたと考えている。なお、後世においても、例外的に年頭と歳暮を合わせた返礼が示されない(一方のみの謝意)礼状も見受けられる。

(9) ただし、一門・永代家老クラスには見えず、寄組以下の場合に見られる表現に、「為今年之(祝儀・慶儀など)」がある。

(10) 今のところ、毛利吉就から毛利治親までの間の永代家老クラスの当該文書を見る機会を得ていないので、どの藩主の時代から違いが出てきたのか明言できないが、一門の事例で考えれば、文言が「為年始之嘉儀」のほぼ一つに固まった毛利吉広期、もしくは「為年頭之嘉儀」という、以降の藩主の定型の初代となる毛利吉元期ではないかとの見通しを立てている。

なお、本文では触れる機会がなかったのでここで指摘するが、秀就発給「礼状」の中に、「祖式対馬守」^(元恒)、「児玉淡路守」^(元道)、「桂能登守」^(元道)、「山内左近助」^(就時)、「清水美作守」^(京道)、「阿曾沼因幡守」^(就忠)、「宍道主殿助」^(就忠)、「梨羽頼母助」^(就忠)、「山田下総守」^(元棟)(以上管見の限り列挙)などの人々が、「猶〇〇(前記人名)可申候」の如く「礼状」に現れる。彼らは秀就の側近くに仕えた

人々であるが、「礼状」授受等における動きは未だ不詳である。今は事実の指摘のみにとどめ、他日を期したい。

- (11) 当館蔵村上文書324号。この文書群に残された秀就発給の年頭祝儀に対する返礼状の日付は、正月十一日・正月二十八日・二月一日・二月九日・二月二十六日・二月二十七日・二月二十八日・三月十四日・四月七日・四月二十四日がある(該当文書一二通)。また、毛利家文庫23「譜録」(当館蔵)に所収されたこの種の文書を拾い出すと、村上文書によって抽出した日付以外のものも散見する。このような発給の日付の違いが、寄組や大組といった家格によって異なるのかどうかは今のところ明らかでない。

- (12) 綱広から治親までのデータの不備を補うため、試みに、やはり永代家老であった益田家のデータを挙げてみよう。益田家については、かつて山口県教育委員会が調査を行い、その成果を『益田家歴史資料目録』(山口県教育委員会文化課昭和五十四年)としてまとめている。この目録には、採録したほぼ全ての文書について、その法量の計測データが掲載されているので、ここから吉元発給文書を拾い出し、その法

量が堅紙(折紙を含む)のもの、すなわち後に見えるように、大凡縦四〇センチ、横五八・五九センチのものを抽出する。その結果、日付の記載されているものを抜き出せば、二月が十五日・二十三日・二十八日、その他に三月一日・四月二十八日・九月二十六日・同二十八日となった。後代の例では四月や九月に「礼状」が発給されたことはないので、それを除いたものがほぼ「礼状」に記された日付と一致すると思われる。文書の確認をせずに結論付けるつもりはないが、「礼状」の日付が遅くなっている傾向にあるとの推測は許されるだろう。

- (13) つまり、安永八年・九年、天明元年・二年(天明二年八月に治親家督相続)は、治親が世子であった時に発給されたこととなる。「はじめに」において、世子であった重広や定広が発給した文書にも触れる旨記したが、当該文書は世子も発給する文書なのである。その発給時期を、重就の養子で、治親以前に世子であった重広の場合で見ると、重広発給の当該「礼状」で、年代が判明するものを抽出すれば、宝暦四年(一七五四)・六年(一七五六)・十年(一七六〇)は二月二

- 十八日付け、これは養父で藩主の重就の日付と一致する。このことから、世子の文書に付される日付は、藩主の日付と同日であったと思われる。ただし、重広の「礼状」の内、三月三日という重就発給の「礼状」には見られない日付が存在する理由は不詳である。

- (14) 今のところ、「礼状」のみではその理由を説明できなかった。藩の要職への就任などが契機となるのかなど、当該文書以外の藩主発給文書を見る必要があると考える。

また、女性宛の場合、近世後期の事例であるが、一門・永代家老宛ともに「かしく」で文を結んでいる。

- (15) 一門第四席の吉敷毛利家文書(当館蔵)にも当該「礼状」が含まれ(該当文書一〇点)、その中には、毛利慶親が毛利房謙(蔵主)・毛利元一(出雲)・妙玄院(房直室)・容蘭院(房謙室)に宛てて発給したものがあつた。この内、唯一、毛利慶親が「宰相」と署名した「礼状」がある(吉敷毛利家文書63号)。慶親は文久三年(一八六三)正月十七日に参議に叙されているので、この「礼状」はその後のものである。しかし、例えば後に見ることになるが、使われていた料紙の大

きさを見ても、縦四一・三センチ、横五三・四センチと、「大膳」署名の時のものと比べて極端に大きくなったとは言いがたい。本文でも触れたことではあるが、藩主の官位昇進等が文書の様式や形態に変化を与える要因ではなかったことが窺える。このことは他種の藩主発給文書を分析してより明確にしたいと考えている。

- (16) 女性宛の場合、一門宛であっても「長門」や「大膳」などの藩主の受領・官途は書かれない。

(17) 本文でも何度か登場するが、綱広元服前の熊千代の手による「礼状」が一通あり、この時も宛所は諸苗字であった。ただし、脇付が付けられ、綱広発給の「礼状」の中では比較的に厚礼である。

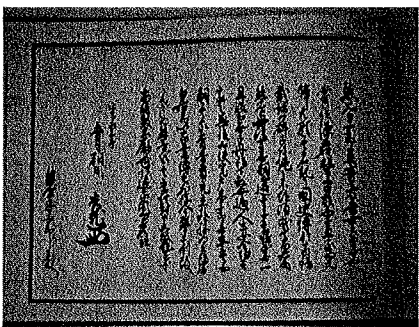
- (18) 女性宛の事例を示す。当主没後の婦人に対しては、一門の場合には「〇〇院」に「旨」の脇付が付される。また、当主婦人及び世子婦人に対しては、「〇〇(当主名又は世子名)のうちへ」に「旨」の脇付となっている。一方、永代家老宛の場合は脇付がなく、単に「〇〇院」である。ここにも家格による使い分けが行われている。

(19) 東京大学史料編纂所蔵益田家文書。なお、本稿では当館蔵複写資料128を使用（巻六九、該当文書一〇点）。

(20) 一例として、熊谷家文書（当館蔵）に伝存する秀就発給文書を挙げる。家伝によると、熊谷主膳正が寛永二年（一六二五）七月廿八日に没するが、無嗣であったため、宍戸広匡次男の元実が熊谷家を相続する。元実は元和八年（一六二二）正月十三日、輝元（宗瑞）から「元」字を賜り、その後、寛永三年（一六二六）五月朔日付けで熊谷主膳正の跡を継ぐこととなる（以上、当館蔵、毛利家文庫23譜禄「く58」より）。彼が受けた「礼状」（ただし秀就による発給であるため、年始と歳暮それぞれに礼状が発給されている）を見ると、「宍戸元実」宛の「礼状」では【図5】タイプの殿字が使われ、「熊谷元実」宛の「礼状」では【図4】タイプの殿字が使われている。

本稿で取り挙げる「礼状」に限れば、本文で述べているように、寄組・熊谷家の当主に宛てた礼状である以上、【図4】タイプの「殿」字は他の事例と変わりが無い。しかし、「宍戸元実」に熊谷家の名跡を継がせるにあたり、寛永三年

五月朔日付けで秀就が発給した「秀就公御判物」によれば、その宛所は「熊谷忠三郎」となっているにもかかわらず、一門に対する「礼状」でも使われない様な【図7】タイプの「殿」字が使用されている。蛇足ながら、寛永十一年（一六三四）五月十九日付け毛利秀就官途書出では、「熊谷忠三郎」に宛て、【図4】タイプのくずしによる「殿」字が使われている。こうしたことについていくつか想起されることはあるが、本論とは離れてしまうのでここでは指摘のみにとどめ、別



【図7】熊谷家文書
（複写資料579）

の機会に考察することとした。

(21) 『福原家文書上巻』（渡辺翁記念文化協会、昭和五十八年）。

これに所収される「二五御什書22」文書から「同28」文書による。なお、同じく「20」文書について、疱瘡に罹患した人物を福原広俊と比定されているが、「越後守殿」と、「越後守」に敬称の「殿」が付けられていることから、筆者はこの「越後守」を、秀就の女を娶った越後高田藩主・松平光長（寛永六年（一六二九）十一月十一日、越後守となる）ではないかと考える。この仮説に従えば、同「21」文書は、光長家の内輪繁昌の祝儀に対する返礼と解され、文中の「親子共息災」は、秀就の女と彼女が産んだ子供のこととなり、最も早ければ、寛永十年（一六三三）の徳千代（後の綱賢）誕生後と見ることが出来る。このような判断により、小さいサイズの料紙使用の下限を寛永期頃と推定した。なお、松平光長については、『徳川諸家系譜第四』（統群書類従完成会、昭和五十九年）所収の津山松平家の記述を参照した。

(22) 敢えて取り挙げれば、重就の世子重広の場合、養父・重就

と比較すると、料紙の大きさは、重広のものが僅かに小さい。また、後に見る厚さという点でも、重広のものは重就のものより薄い。

(23) 註(12)と同様、益田家の例を見る。註(12)でも記したように、『益田家歴史資料目録』には文書の法量が記されているので、各藩主及び世子の発給文書の内、縦紙によるもので、「礼状」と考えられる文書に付された法量の数値を基に平均値を掲げる（表6参照）。先述の通り、データの採集に際して資料の確認をしていないため、データ中に他の種類の文書が混在した可能性も大いにあるが、大まかな傾向を掴む上では支障はないと思われる。その結果、一門の場合で得られたデータとほぼ同様の傾向があることが窺える。

(24) 言い換えれば、年齢に関係なく、藩主となれば「年始歳暮礼状」の発給者となるのである。その例として、再び右田毛利家文書19号にある、「千代熊」と署名された「礼状」を取り挙げる。千代熊は、慶安四年（一六五二）に家督を相続し、承応二年（一六五三）十二月に元服、あわせて將軍・徳川家綱の一字を賜り綱広と名乗る。世子が何歳から当該「礼状」

萩藩主発給「年始歳暮礼状」について（吉田）

九八

を発給し始めるのか、残された文書からは明らかにできないが、父の存命中、十四・五歳で未だ幼名しか持たない人物が発給したとは考えにくい。父・秀就の死去が慶安四年正月五日であることを考えると、この文書は慶安五年（承応元年（一六五二）の発給と推測される（慶安三年十二月の歳暮と慶安四年正月の年頭祝儀を受けたのは秀就）。

〔25〕 『山口県史料編近世2』（山口県、平成十七年）

〔付記〕 福原家文書の閲覧・利用については、宇部市教育委員会に御配慮いただいた。感謝申し上げます。